

農 業 所 得 者			内 訳		
人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額
	千円	千円	人	千円	千円
7,175	22,739,534	837,635	726,164	4,921,351,172	311,510,662
1	2,447	275	449	3,203,612	203,852
—	—	—	—	—	—
—	—	—	△ 1	△ 6,534	△ 463
—	—	—	△ 4	△ 13,279	△ 4,021
実 7,176	22,741,980	837,910	実 726,608	4,924,534,972	311,710,030
実 8,386	28,911,900	1,191,508	実 741,461	5,128,051,246	333,527,443
実 8,728	32,079,413	1,458,220	実 750,520	5,184,667,191	338,558,600
実 8,314	36,287,704	1,953,527	実 675,259	5,342,579,467	397,246,153
実 10,551	37,537,186	2,134,917	実 804,555	5,898,848,302	452,585,709

- 用語の説明： 1 **更正の請求**とは、納税申告書を提出した者の申告した課税標準等又はこれに対する税額等の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。
- 2 **法第103条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。

3-3 免除状況

	人 員	所 得 金 額	軽減又は免除税額
	人	千円	千円
租税特別措置法第25条《肉用牛の売却による農業所得の免税》の規定によるもの	1,374	1,555,734	135,397
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条《所得税の軽減免除》の規定によるもの	4	8,238	442
計	1,378	1,563,972	135,839

調査対象等：平成13年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の事績を平成14年3月31日現在で示した。